令 和 6 年 3 月

条例議案概要説明書

		ページ
議案第19号	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番	
	号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	
	を定めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 1
議案第20号	徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるにつ	
	NT	· · 1
avi da tata		
議案第21号	とくしま動物園魅力向上基金条例を定めるについて・・・・・・	· · 1
議案第22号	徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについ	
成未 <i>为 2 2 7</i>	で	2
議案第23号	徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第24号	徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるにつ	
	NT	3
議案第25号	徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるにつ	
	NT	4
議案第26号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例	
哦 采	の整備に関する条例を定めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	の正備に因 / Jan / Ne L vo all ov C	O
議案第27号	徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の	
	配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準	
	を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・	6
議案第28号	徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるに	
	ついて	6

議案第29号	消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるにつ	
	NT	6
議案第30号	徳島市消防団員の定数,任用,給与,分限及び懲戒,服	
	務等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについ	
	τ	7
議案第31号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定	
	めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

議案第19号

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 用語の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に 伴い、本条例において用いる用語を整備する。

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部 を改正する法律の施行の日から施行する。

議案第20号

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 職員定数の改正

必要な医療人材を確保し、持続可能な医療提供体制を実現していくため、病院局の職員の定数を490人(現行 450人)とする。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

とくしま動物園魅力向上基金条例を定めるについて

とくしま動物園における飼育環境の整備等を推進し、市民のレクリエーション及び学 びの場としての魅力の向上を図るため、とくしま動物園魅力向上基金(以下「基金」と いう。)を設置する。

1 積立て

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、積み立てる額に充てることができる。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、飼育環境の整備等を推進するための経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

5 処分

基金は、飼育環境の整備等を推進するための経費に充てる場合に限り、その一部を 処分することができる。

6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

7 施行期日

公布の日から施行する。

議案第22号

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 住宅の廃止

建物の老朽化が進み、公営住宅としての機能を果たせなくなったため、下助任住宅 を廃止する。

2 入居者の資格の改正

配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定等を図るため、母子生活支援施設に おける保護の終了後5年を経過していない者及び配偶者からの暴力の被害者の保護に 関する証明書等が発行されている者を単身で入居することができる者に加える。

3 条項の整備

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、本条例に おいて引用する同法の条項を整備する。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度を廃止することに伴い,退職被保険者等に関する規定を整備する等, 所要の改正をする。

2 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正

後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円(現行 22万円)とする。

3 保険料の軽減措置の拡大

保険料の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき 金額を、5割軽減の対象となる世帯にあっては29万5、000円(現行 29万円) に、2割軽減の対象となる世帯にあっては54万5、000円(現行 53万5、000円)に引き上げることとする。

4 施行期日等

令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

議案第24号

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 保険料率の改正

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業運営期間における各年度の第 1号被保険者の保険料率の区分を15段階(現行 12段階)とし、次のとおり改正 する。

区分	保険料率
(1) 次のいずれかに該当する者	22,846円
ア 老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税者	
イ 生活保護法に規定する被保護者	
ウ 市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の	
合計額が80万円以下である者等	
(2) 市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合 計額が120万円以下である者で前記(1)に該当しない者等	38, 878円

(3) 市民税世帯非課税者で前記(1)及び(2)に該当しない者等	54,910円
(4) 市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が80万円以下である者で前記(1)から(3)に該当しない者等	72, 144円
(5) 市民税非課税者で前記(1)から(4)に該当しない者等	80, 160円
(6) 合計所得金額が120万円未満である者で前記(1)から(5)に 該当しない者等	96, 192円
(7) 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者で 前記(1)から(6)に該当しない者等	104, 208円
(8) 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者で 前記(1)から(7)に該当しない者等	120, 240円
(9) 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者で 前記(1)から(8)に該当しない者等	136, 272円
(10) 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者で 前記(1)から(9)に該当しない者等	152, 304円
(II) 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者で 前記(1)から(IO)に該当しない者等	168, 336円
(12) 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者で 前記(1)から(11)に該当しない者等	184, 368円
(13) 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者で 前記(1)から(12)に該当しない者等	192, 384円
(14) 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である 者で前記(1)から(13)に該当しない者等	200, 400円
(15) 前記(1)から(14)に該当しない者	208, 416円

2 施行期日等

令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

議案第25号

徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 幼稚園の廃止

新たな市立教育・保育施設の再編計画に基づき、八万南幼稚園を廃止する。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて

地方自治法の改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができること となったこと等に伴い、次の条例について改正する。

- 1 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例
 - (1) 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職し、任期の定めが6 月以上の会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとする。
 - (2) 基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者が定めるものに限る。)の合計が6月以上であるものには、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、期末手当及び勤勉手当を支給することとする。
 - (3) 期末手当及び勤勉手当の支給割合は、一般職の職員と同じ支給割合とする。
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び技能職員の給与の種類及び基準を 定める条例
 - (1) 基準日に在職し、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとする。
 - (2) 基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者が定めるものに限る。)の合計が6月以上であるものには、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、期末手当及び勤勉手当を支給することとする。
- 3 職員の育児休業等に関する条例

育児休業を取得している会計年度任用職員のうち、対象となる職員に勤勉手当を支給することができることとする。

4 公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例及び徳島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

引用する地方自治法の条項を整備する。

5 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 用語の整備

水道法の改正により、水質又は衛生に関するものを除く水道整備・管理行政の所管 が厚生労働省から国土交通省に移管されること等に伴い、次の条例において用いる用 語を整備する。

- (1) 徳島市水道事業条例
- (2) 水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例
- 2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

新たな感染症発生時に安定した医療を提供するため、回復期リハビリテーション病棟を閉鎖し、新興感染症に対応可能な感染症専用病床を新たに設置することに伴い、次のとおり改正する。

- 1 病床数の改正
 - 市民病院の病床数を307床(現行 335床)とする。
- 2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 審査手数料の改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い, 浮き屋根式特定屋外タンク り り お前及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手 数料を次のとおり改正する。

□ /\	手数料の額	
区分	改正案	現行
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル 以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円	1, 180, 000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル 以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円	1,410,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル 以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円	1,590,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル 以上100,000キロリットル未満のもの	2, 360, 000円	1,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル 以上200,000キロリットル未満のもの	2,740,000円	2, 270, 000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル 以上300,000キロリットル未満のもの	5,640,000円	4, 550, 000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル 以上400,000キロリットル未満のもの	7, 240, 000円	5,820,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 以上のもの	8,790,000円	7, 070, 000円

2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

徳島市消防団員の定数,任用,給与,分限及び懲戒,服務等に関する条例の一部を改正 する条例を定めるについて

消防団員を確保し、地域防災力の強化を図るため、次のとおり改正する。

1 休団制度の新設

消防団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる休団制度を導入する。

2 退職時期の見直し

定年退職となる日を定年に達した日の属する年度の末日(現行 定年に達した日の 属する月の末日)とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

議案第31号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い,補償基礎額について改正する。

1 補償基礎額の改正

- (1) 非常勤消防団員の損害補償(療養補償及び介護補償を除く。)の額の算定の基礎となる補償基礎額を、階級及び勤務年数の区分に応じて平均0.84パーセント引き上げる。
- (2) 消防作業従事者, 救急業務協力者等に係る補償基礎額の最低額を9,100円(現行 8,900円)とする。

2 施行期日等

令和6年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償について適用する。